

# 仕 様 書

## 1 業務名

臭気調査

## 2 業務目的

本業務は、九頭竜川流域下水道施設の敷地境界ならびにその周辺地区の臭気調査を行い、周辺環境への影響を把握・評価するとともに、臭気発生源となる設備等の現況を把握することで、施設の維持管理及び緊急時対応の基礎資料とすることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1) 調査

調査は、年3回行うものとし、各々の調査実施日については協議するものとする。

### (2) 対象施設及び調査箇所

#### ① 対象施設

No.	対 象 施 設	所 在 地
1	九頭竜川浄化センター	坂井市三国町池見地係
2	竹田川ポンプ場	坂井市三国町山王地係
3	兵庫川ポンプ場	坂井市春江町西長田地係
4	片川ポンプ場	坂井市三国町西野中地係
5	芦原ポンプ場	あわら市下番地係
6	春江ポンプ場	坂井市春江町上小森地係
7	北潟ポンプ場	あわら市北潟地係

#### ② 調査箇所及び調査回数

別紙「調査箇所及び調査回数」のとおり

### (3) 分析方法

特定悪臭物質の測定方法（昭和47年環境庁告示第9号）

### (4) 記録と保存

受託者は、試料の採取から報告書作成まで、計算過程を含むすべての過程について追跡できるよう、試料採取（現場野帳）及び分析の記録（検量線、クロマトグラム等のチャート類を含む生データ）を行うこと。なお、記録の保存期間は分析後3年間とし、契約期間終了後であっても委託者の請求があった場合には提出しなければならない。

### (5) 機器の管理及び校正

業務に使用する機器について、管理（故障又は修理）及び校正（流量校正等）の内容を記録すること。なお、記録の保存期間は分析後3年間とし、契約期間終了後であっても委託者の請求があった場合には提出しなければならない。

#### (6) 測定結果の報告

各検体・測定項目ごとに測定結果の有効数字桁数、小数点以下桁数については「J I S Z 8 4 0 1」とし、計量証明書で提出すること。

### 4 精度管理

受託者は内部精度管理体制に関する以下の資料を提出すること。

- ・内部精度管理の方法、実施頻度等に関する規定
- ・内部精度管理の試験結果の検討方法、評価基準を超えた場合の是正処置に関する規定
- ・内部精度管理の実施実績（結果の評価を含む。）

### 5 試験室への立入

受託者は委託者が委託期間中に試験室への立入を行うことを受け入れ、それに協力すること。

### 6 法令の遵守

作業にあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働者災害補償保険法
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (4) 労働安全衛生法
- (5) その他関連する法令、条例、規則等

### 7 安全管理

- (1) 公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 機械器具その他の設備は常時点検して調査に従事する者の安全を図ること。

### 8 提出書類等

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の種類を提出し、委託者の承諾を得ること。

なお、承諾された事項を変更しようとするときには、その都度、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 着手時
  - ① 業務計画書
    - ア 組織表
    - イ 緊急体制表
    - ウ SOP（標準作業手順書）
    - エ 資格免状及び添付資料（写し）
    - オ 測定スケジュール
    - カ その他委託者が指示するもの

- ② 現場責任者選任通知
  - ③ 工程表
  - ④ その他、必要な書類等
- (2) 完了時
- ① 完了届
  - ② その他、必要な書類等

## 9 成果品提出等

### (1) 成果品

- ① 報告書 1部 (計量証明書、試料採取箇所図、試料採取時の写真)
- ② 報告書に関する電子データ  
表計算ソフト (ファイル形式: .xls 又は .csv) に年度、採取日、場所、測定項目、物質濃度等を入力したもの。

### (2) 提出期限 サンプルング終了後3週間以内

### (3) 提出先 福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

## 10 緊急時の対応

受託者は、委託者から緊急連絡があった場合には、2時間以内に九頭竜川浄化センター又は現地に到着できるよう、人員を配置すること。

## 11 貸与・公表の禁止

本業務で得たすべての成果品は委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

## 12 その他の注意事項

- (1) 試料採取及び分析に当たっては、委託者の指示に従うこと。また、分析作業時には、安全衛生に十分配慮すること。
- (2) 受託者は、大気関係の計量証明登録機関であり、これまでに下水道施設における臭気調査に関し、十分な経験と実績を有すること。
- (3) 受託者は、調査及び安全衛生管理に支障のないよう、九頭竜川流域下水道施設の設備内容、運転状況等について十分に理解していること。
- (4) 屋外における試料採取時に、悪天候の影響により作業ができない場合には、直ちに中止し、再度作業を行うものとする。なお、再度作業に要した費用は受託者が負担するものとする。
- (5) 本業務で得たすべての成果品は委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。
- (6) 本仕様書に明記されていないものについては、その都度協議のうえ実施するものとする。

## 調査箇所及び調査回数

(1) 大気（測定項目：アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル及び二硫化メチル）

調 査 箇 所			調 査 回 数			
			6月	9月	3月	計
浄化センター	敷地境界	東、西、南及び北	4	4	4	12
	場内	最初沈殿池入口（1系及び7系）		2		2
		濃縮タンク（No.1及びNo.2）		2		2
		汚泥処理棟脱水機内		1		1
		分配槽周辺（風下）		1		1
		水処理棟脱臭装置No.1（入口及び排気口）		2		2
		水処理棟脱臭装置No.2（入口及び排気口）		2		2
		水処理棟脱臭装置7系（入口及び排気口）		2		2
		水処理棟脱臭装置8系（入口及び排気口）		2		2
		汚泥処理棟脱臭装置（入口及び排気口）		2		2
		分配槽脱臭装置（入口及び排気口）		2		2
		機械濃縮棟脱臭装置（入口及び排気口）		2		2
		汚泥スクリーン棟脱臭装置（入口及び排気口）		2		2
		芝生広場等	「さくら広場」及び「ふれあい広場」	2	2	2
小 計		6	28	6	40	
竹田川ポンプ場	敷地境界	東、西、南及び北		4		4
	場内	沈砂池入口及び脱臭排気口		2		2
小 計			6		6	
兵庫川ポンプ場	敷地境界	西、南及び北		3		3
	場内	沈砂池入口及び脱臭排気口		2		2
小 計			5		5	
片川ポンプ場	敷地境界	南及び北西		2		2
	場内	沈砂池入口及び脱臭排気口		2		2
小 計			4		4	
芦原ポンプ場	敷地境界	南、西及び北東		3		3
	場内	沈砂池入口及び脱臭排気口		2		2
小 計			5		5	
春江ポンプ場	敷地境界	南、西及び北東		3		3
	場内	沈砂池入口及び脱臭排気口		2		2
小 計			5		5	
北潟ポンプ場	敷地境界	北、南西及び南東		3		3
	場内	沈砂池入口及び脱臭排気口		2		2
小 計			5		5	
周辺地区		池見、石丸、川崎及び西側堤防上	4	4	4	12
小 計			4	4	4	12
合 計			10	62	10	82

(2) 排水（測定項目：硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル及び二硫化メチル）

調 査 箇 所			調 査 回 数			
			6月	9月	3月	計
浄化センター	排水		1			1
合 計			1			1

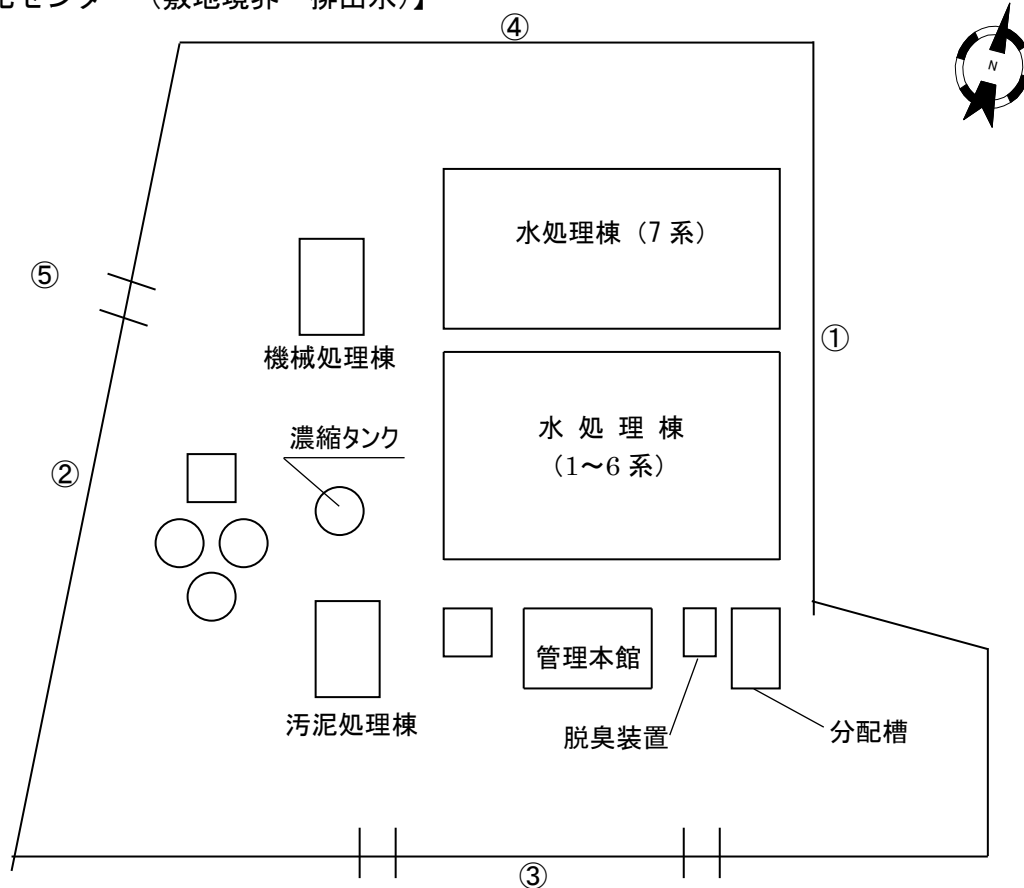
【周辺地区】



<周辺地区>

- ① 池見
- ② 川崎
- ③ 石丸
- ④ 西側堤防上

【浄化センター（敷地境界・排水水）】



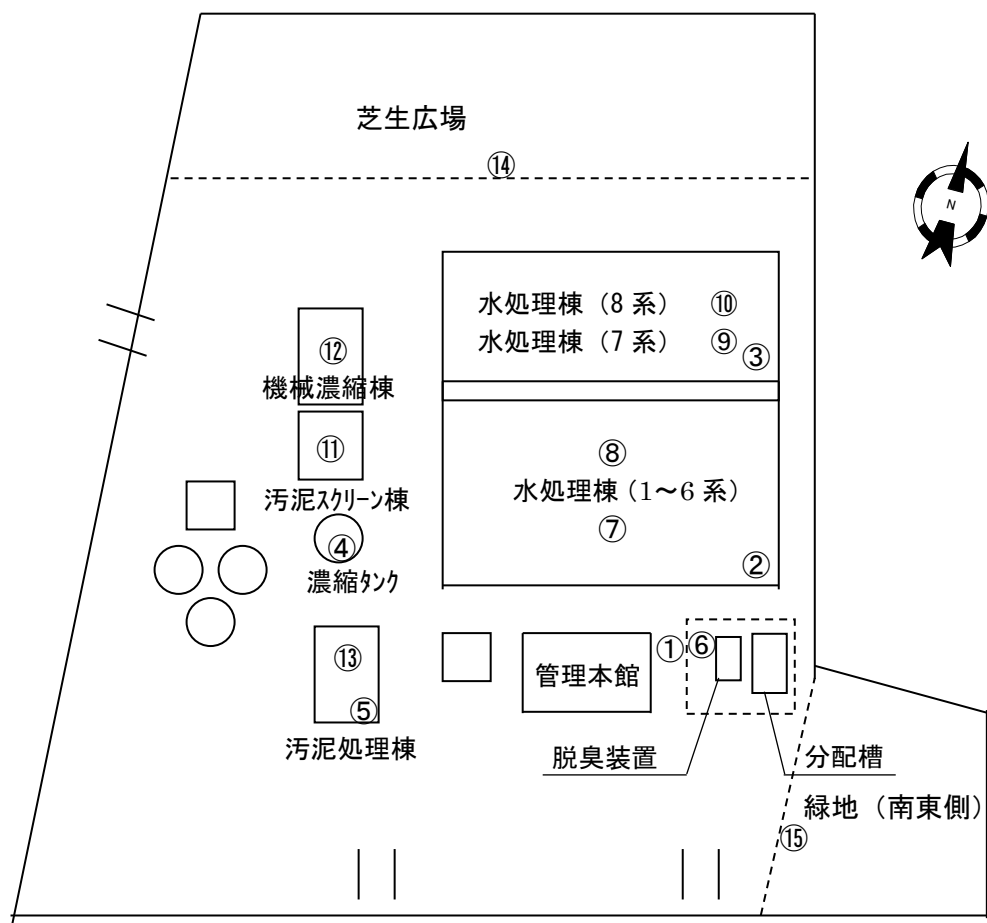
<敷地境界>

- ① : 東
- ② : 西
- ③ : 南
- ④ : 北

<排水水>

- ⑤ : 排水水

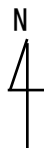
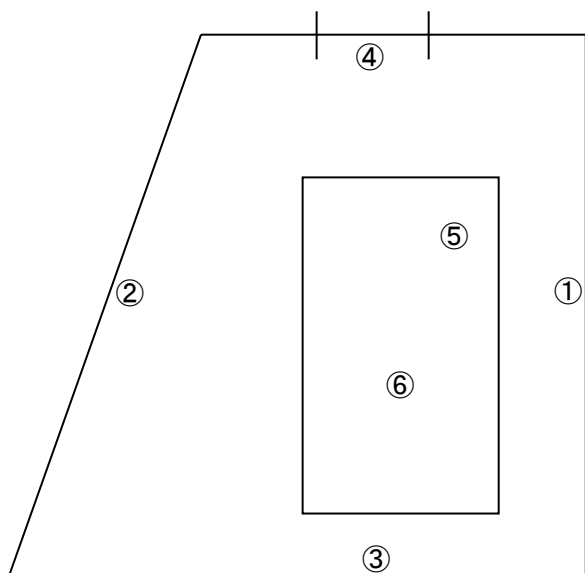
【浄化センター（発生施設）】



〈発生施設〉

- ① : 分配槽周辺（風下）
- ② : 最初沈殿池入口（1系）
- ③ : 最初沈殿池入口（7系）
- ④ : 濃縮タンクNo. 1 及びNo.2
- ⑤ : 汚泥処理棟脱水機内
- ⑥ : 分配槽脱臭装置入口及び排気口
- ⑦ : 水処理棟脱臭装置 No. 1 入口及び排気口
- ⑧ : 水処理棟脱臭装置 No. 2 入口及び排気口
- ⑨ : 水処理棟脱臭装置（7系）入口及び排気口
- ⑩ : 水処理棟脱臭装置（8系）入口及び排気口
- ⑪ : 汚泥スクリーン棟脱臭装置入口及び排気口
- ⑫ : 機械濃縮棟脱臭装置入口及び排気口
- ⑬ : 汚泥処理棟脱臭装置入口及び排気口
- ⑭ : 芝生広場
- ⑮ : 緑地（南東側）

【竹田川ポンプ場】



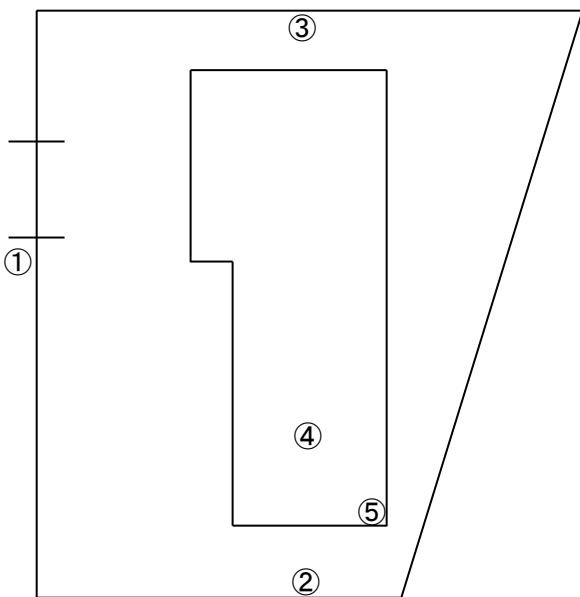
〈敷地境界〉

- ① : 東
- ② : 西
- ③ : 南
- ④ : 北

〈発生施設〉

- ⑤ : 沈砂池入口
- ⑥ : 脱臭排気口

【兵庫川ポンプ場】



〈敷地境界〉

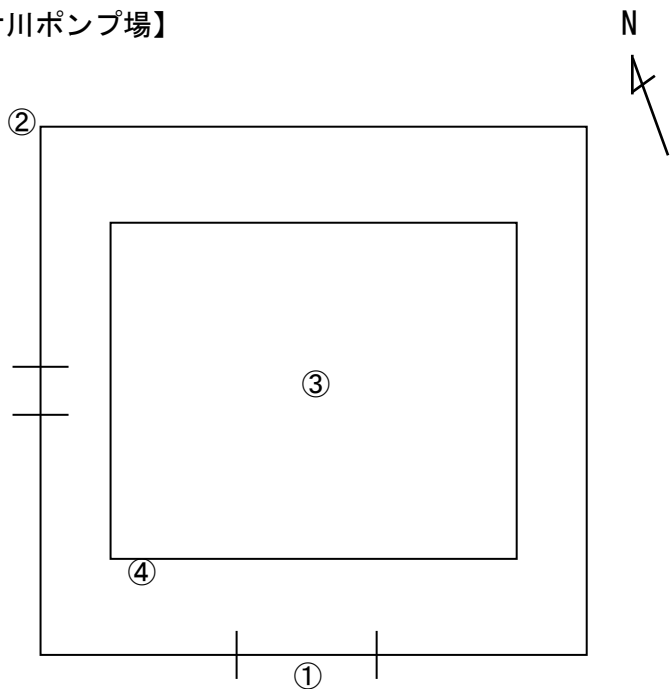
- ① : 西
- ② : 南
- ③ : 北

〈発生施設〉

- ④ : 沈砂池入口
- ⑤ : 脱臭排気口



【片川ポンプ場】



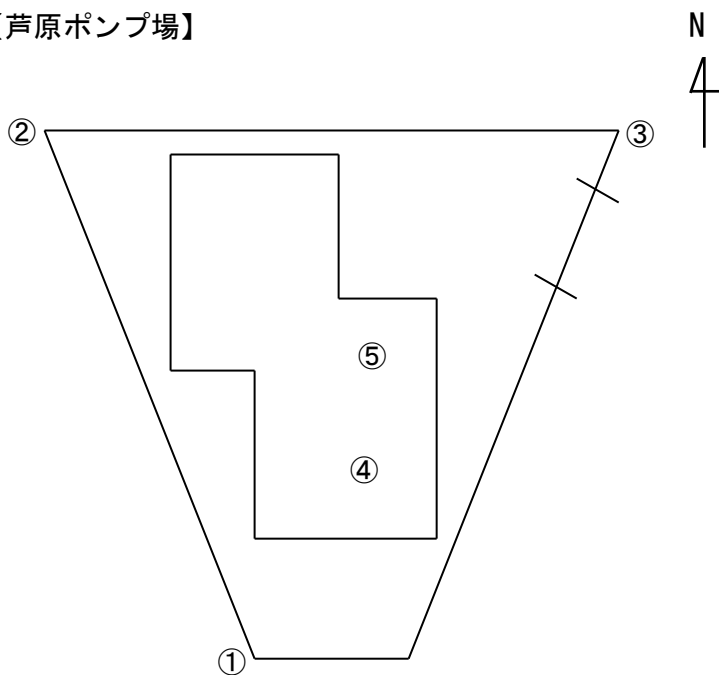
〈敷地境界〉

- ① : 南
- ② : 北西

〈発生施設〉

- ③ : 沈砂池入口
- ④ : 脱臭排気口

【芦原ポンプ場】



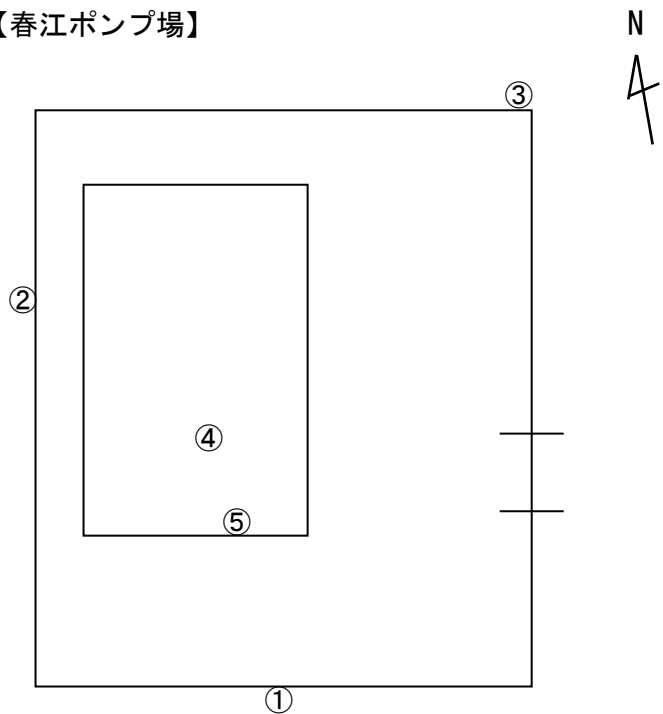
〈敷地境界〉

- ① : 南
- ② : 西
- ③ : 北東

〈発生施設〉

- ④ : 沈砂池入口
- ⑤ : 脱臭排気口

【春江ポンプ場】



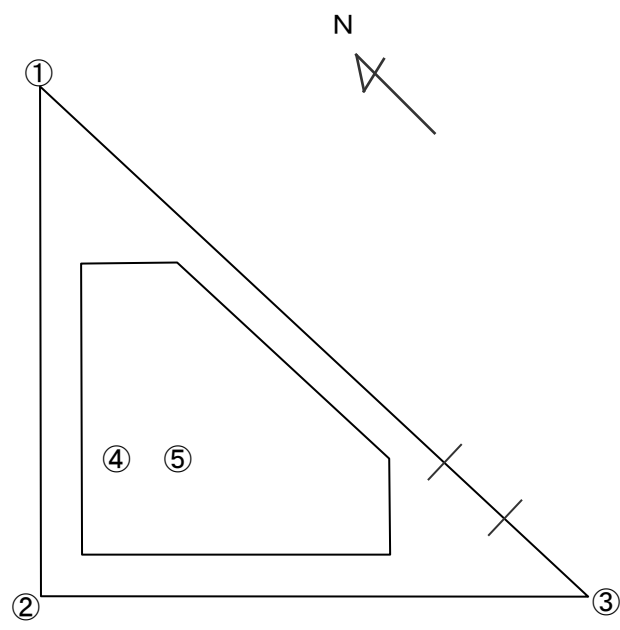
〈敷地境界〉

- ① : 南
- ② : 西
- ③ : 北東

〈発生施設〉

- ④ : 沈砂池入口
- ⑤ : 脱臭排気口

【北潟ポンプ場】



〈敷地境界〉

- ① : 北
- ② : 南西
- ③ : 南東

〈発生施設〉

- ④ : 脱臭入口
- ⑤ : 脱臭排気口

業 務 設 計 書		専務理事	次 長	グループリーダー	審 査	設 計
実 施 年 度	令和6年度					
業 務 名	臭気調査					
履 行 場 所	九頭竜川浄化センター(坂井市三国町池見地係)外					
業 務 費						
業 務 概 要	周辺地区環境調査	1 式				
	施設敷地境界臭気調査	1 式				
	排出水臭気調査	1 式				
	発生施設臭気調査	1 式				
	芝生広場等臭気調査	1 式				

# 本 業 務 費 内 訳 書

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	適 要
臭気調査						
周辺地区環境調査	浄化センター周辺地区 4箇所×3回/年(6、9、3月)	1	式			第1号 明細書
施設敷地境界臭気調査	浄化センター 3回/年(6、9、3月) ポンプ場6箇所×1回/年(9月)	1	式			第2号 明細書
排水臭気調査	浄化センター排水 1箇所×1回/年(6月)	1	式			第3号 明細書
発生施設臭気調査	浄化センター、ポンプ場 34箇所×1回/年(9月)	1	式			第4号 明細書
芝生広場等臭気調査	浄化センター 2箇所×3回/年(6、9、3月)	1	式			第5号 明細書
直接経費		1	式			経費計算書
間接業務費		1	式			〃
諸経費		1	式			〃
計(業務価格)						万円止
消費税						
計(設計額)						











第4号 明細書

発生施設臭気調査

1式 あたり

名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4-1 浄化センター(分配槽、水処理棟、汚泥スクリーン棟、濃縮タンク、機械濃縮棟および汚泥処理棟の6箇所)						
機器分析						
①アンモニア	22箇所×1回/年	22	検体			
②メチルメルカプタン	22箇所×1回/年	22	検体			
③硫化水素	22箇所×1回/年	22	検体			
④硫化メチル	22箇所×1回/年	22	検体			
⑤二硫化メチル	22箇所×1回/年	22	検体			



